

中野駅新北口駅前エリアアリーナ整備官民連携協議会 設置要領

(目的)

第1条 中野駅新北口駅前エリア再整備事業における、主要な施設となるアリーナをモデルとした検討を行うため、中野駅新北口駅前エリアアリーナ整備官民連携協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うこととする。

- (1) アリーナを起点としたまちづくりのあり方に関する事。
- (2) アリーナの開発コンセプトと市場動向に関する事。
- (3) アリーナの所有と運営のあり方に関する事。
- (4) その他、協議会の目的を達成するにあたって必要な事項に関する事。

(組織構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 副座長は、座長が委員の中から指名する。
- 4 座長は、会務を総理する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 協議会は必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。
- 7 委員は、協議会への出席が困難な場合に、代理の者を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月30日までとする。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を設置する。

- 2 事務局は、中野区都市政策推進室が担う。

(雑則)

第6条 本設置要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

(附則)

第7条 本設置要領は、平成29年12月19日から施行する。